

障第40号  
令和6年4月3日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者様  
(岐阜市所管の施設等を除く。)

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について

このことについて、厚生労働省から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	若 原	担 当	佐藤・高田・島田・澤本
電 話	058-272-1111 内 3490		
F A X	058-278-2643		
E-mail	<a href="mailto:c11226@pref.gifu.lg.jp">c11226@pref.gifu.lg.jp</a>		